

第 8 章

教育研究等環境

第8章 教育研究等環境

本学は多摩キャンパス、後樂園キャンパス、市ヶ谷キャンパス、市ヶ谷田町キャンパスの各校地で教育・研究活動を行っており、大学基礎データ表5で示す通り校地面積、校舎面積ともに大学設置基準で必要な面積を十分に満たす規模の校地を保持している。

本学における教育研究環境整備に関する方針としては、2015年3月に策定した「中央大学中長期事業構想」において、「キャンパス力」として「文化・景観・環境・アメニティを重視し、学生・生徒が躍動する、魅力あふれる総合キャンパスを展開する」と明示している。その内容に基づき「中長期事業計画 Chuo Vision 2025」の中では、多摩キャンパスと都心キャンパス（後樂園キャンパス、市ヶ谷キャンパス、市ヶ谷田町キャンパス）のそれぞれの魅力を明確化させ、多摩キャンパスは緑豊かで施設設備の整ったグローバル・キャンパスを目指し、都心キャンパスは後樂園キャンパスを中心として先進的な教育研究とプロフェッショナル養成に注力したキャンパスを目指すこととしている。

これらの方針に基づく具体的な計画については、2016年4月に総合戦略推進会議のもとにキャンパス整備構想検討委員会を設置後、2016年度末にキャンパスマスタープランを作成し、大規模なキャンパス整備計画が開始された。2020年度時点における整備状況については、多摩キャンパスにおいてはグローバルな教育研究が可能となる施設設備を整えた「グローバル館」、オンキャンパスで「生活」と「教育」が融合する「国際教育寮」が、2020年4月から供用開始されている。また、学部横断的な教育研究施設となる「学部共通棟（仮称）」についても、2021年4月からの供用開始を目指し、2020年9月現在施工中である。

一方、都心キャンパスについては、2018年8月25日開催の理事会において、2023年度に多摩キャンパスの法学部を後樂園キャンパス等の都心キャンパスへ移転させることについて決定し、同年12月、文京区大塚1丁目の所有地（以下「茗荷谷キャンパス（仮称）」という）の定期借地人（40年間）となり、後樂園キャンパスと併せて移転計画の詳細及び整備について検討が進められている最中である。更に、2019年7月8日開催の理事会において茗荷谷キャンパス（仮称）の新築及び駿河台記念館の建替えについて、8月6日開催の理事会において大学院法学研究科、法務研究科及び戦略経営研究科の校地・校舎の変更について決定し、校地・校舎の整備における検討が進められている最中である。

キャンパス整備においては、学内の教育研究現場のニーズを適切に反映した上で具現化を進めるため、キャンパス全体を俯瞰した視点で総合的に検討していく必要がある。「学部共通棟（仮称）」及び駿河台記念館建替えについては、検討委員会の設置により説明会及びヒアリングを通じて整備方針の周知と要望の吸い上げが促進されたが、今後のキャンパス整備に向けても更に情報公開、情報提供及びニーズが求められる。

なお、キャンパスの魅力を向上させるための既存施設・設備の改善については、学生アンケートで出された意見・要望等を参考に、順次対応を進めている。

1) 多摩キャンパス8号館のリニューアル

学生から机・椅子の更新を求める声が多く上がっていたが、長期間の工期が発生すること、改修に伴い教室定員の変更が生じる可能性があること等の要因により、長年に渡って更新計画が進んでいなかったが、管財部と各学部の協力のもと、8号館教室の机・椅子取替修繕等のリニューアルが継続して行われている。2020年度の学生アンケートにおいては、教室内の設備

(机・椅子等)に関する満足度は昨年度と比較して全体で10ポイント以上増加している。

2) トイレの改善

学生からの改善要望が数多く寄せられているトイレについては、洋式トイレの増設、暖房便座・自動手洗い水栓・温水器・洗浄便座の設置などを重点的に継続して実施することで学生満足度の向上に向け、よりニーズに即した対応を進めた結果、2020年度の学生アンケートにおける満足度は昨年度と比較して全体で7ポイント増加している。

なお、2021年4月共用開始予定の「学部共通棟(仮称)」では、基本的に各階に多目的トイレを設置するほか、授乳室も整備する計画となっている。

3) 図書、学術情報サービス

教育研究活動を支える図書、学術情報サービスについても、ステークホルダーの声を参考にしながら充実に努めている。本学図書館における2019年度末の蔵書数の合計は2,457,896冊であり、国内の大学図書館としては有数の規模を誇っている。電子ジャーナルについても70,017種類導入するなど、近年は電子媒体資料の充実に努めており、学生や教職員がVPN接続により学外からも電子ブック、電子ジャーナル、各種データベースを利用できる環境(非来館型サービス)も整っている。図書館入館者数については、非来館型サービスの充実に要因となり年々減少傾向にあり、2019年度の年次自己点検・評価活動において「中央図書館の利用促進」を自主設定課題として設定し、ニーズに合った改善策に取り組んだが2019年度入館者は前年比5%減であった。ただし今年度においては新型コロナウイルス感染症対策としての長期閉館や利用制限の影響も考えられるため、来館型・非来館型総体としての図書館の利用促進に取り組んでいるところである。

4) 情報環境整備

学内の情報環境整備については、情報環境整備センターが中心的な役割を担っており、各学部をはじめとする学内組織と連携しながらこれを推進している。

2020年度においては新型コロナウイルス感染対策として多様なメディアを活用して行うオンライン授業の実施が必要とされ、本学では、

①双方向型授業(教員と学生がインターネットを介して繋がった状態で、リアルタイムに音声や動画で行う授業)

②動画配信型(授業を録画したビデオを視聴して、別の手段(メールや掲示板等)で質問や議論を行う授業)

③資料配信型授業(ナレーション付の講義資料(パワーポイント等)を視聴して、別の手段(メールや掲示板等)で質問や議論を行う授業)

④自習中心型授業(教科書による自習、演習などを中心として、別の手段(メールや掲示板等)で質問や議論を行う授業)

の大きく4つの類型に分け、授業を行っている。①双方向型授業については、本学のオンライン会議で実績のあるCISCO社のクラウドサービス「Webex」を新たに包括契約し、ITセンターだけでなく複数の部課室が連携・協力した利用者支援体制を整備した。また、資料共有などの基盤としてLMS(manaba)のアクセス負荷が高くなったため、期中でサーバ増強を行うとともに、学外とのインターネット接続回線の増強も行った。

2020年度【経済学部組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

7号館ゼミ室のアクティブラーニング化および8号館教育環境整備

大学基準による分類：教育研究等環境

【1. 現状】（課題を含む）

・経済学部では「ゼミ」を中核とし、「グローバル人材育成」、「キャリア教育」の3つを強みとして教育システムの改善を推進し成果を挙げてきた。特にゼミ室のアクティブ・ラーニング化については教育力向上推進事業計画として認められており、什器更新・プロジェクター設置を進めてきた。結果として、在学生アンケートにおける演習科目（ゼミ）の満足度が2019年度65.9%から2020年度74.3%と着実に向上している。このことから、今後のゼミ教育にとってアクティブラーニング環境の整備が急務であると言えるが、依然として旧来の形態のままであるゼミ室も存在しており、一部演習科目の学生にとっては不便な状況のままとなっている。

・経済学部が管轄している8号館大教室のうち、8303号室、8306号室は2018年と2019年にそれぞれ机・椅子を更新し、在学生アンケートにおける教室（机・椅子）に対する満足度が2019年度50.4%から2020年度61.7%に向上する等、什器の面での学修環境については着実に改善されている。しかしながら依然として、それ以外の8号館大教室の机・椅子について、多摩移転当時の机・椅子一体型のため、在学生アンケートや授業を実施する教員から多くの改善要求が寄せられている。当該教室はオープンキャンパスなどで使用することも多く、外部へのイメージダウンにも繋がっている。また、ワイヤレスマイクの感度が悪く教室後方では音声が届いていない。加えて、常設プロジェクターの性能が低く、起動に時間がかかる、投影画像が不鮮明等、授業実施に支障を来しており、学修環境として万全の状態にあるとは言えない状況にある。



【2. 原因分析】

・ゼミ活動はアクティブ・ラーニング(AL)そのものであるが、既存のゼミ室什器が古いスタイルのものであり、またプロジェクターも常設されておらずに貸し出しの手続を行っているなど、設備的な要因でAL活動が制限されている。これまで複数年をかけて全ゼミ室の什器更新・プロジェクター設置の計画を進めてきており、年々演習科目の満足度も向上する等一定の効果が認められるが、いまだ全教室への導入は果たせておらず、AL環境が整備されたとは言い難い状況である。

・2020年度予算申請では、経済学部が管轄している8号館5教室のプロジェクター更新と、8303・8306を除く残り3教室の什器更新について予算申請を行い、8301号室のプロジェクター更新と、8205・8206号室の什器更新について予算措置が認められた。よって、2020年度夏季休暇中に当該教室のプロジェクター・什器更新を行い、後期から運用開始となる予定であるが、その他教室のプロジェクターおよび什器については予算措置が認められていない。また、マイク等の音響設備については今のところ予算措置されていない状態である。

どう改善するか

【3. 到達目標】

・ゼミ活動におけるALを今以上に推進し、ゼミ教育をより活性化させ、在学生アンケートの演習科目（ゼミ）の満足度を上げる（2020年度74.3%）。
・8号館全室の教育環境を改善し、在学生アンケートの教室設備の満足度を上げる（2020年度61.7%）。

【4. 目標達成のルート（手段）】

・7号館ゼミ室をAL対応可能な環境として整備するため、什器のリプレイスとプロジェクター導入を完了する。
・8号館全室の什器・プロジェクター更新について、2021年度夏季休暇中の改修工事を目指し、2021年度予算申請を行う。また、現在まで予算措置が認められていないが、教室マイク等の音響設備についても整備されるよう予算申請を行う。



【5. ルート（手段）の詳細】

・複数年をかけて、全ゼミ室(45教室)を対象に、机・椅子をAL型に更新し、スクリーン一体型のプロジェクターを常設する計画を立てており、2019年度末までの間に37教室への導入が完了している。残りの8教室について、什器更新・プロジェクター設置の予算措置は認められなかったものの、学部予算の残額を活用して2020年度末までにこの計画を完了する。具体的には、現在、固定型となっているゼミ机を、1席ごとの机に更新することにより、従来の口の字型のゼミ形式の配置だけでなく、プレゼンテーションを行う際にはスクール形式、グループ学習をする際にはグループごとに机を配置するなど、ALに対応した学習環境を整備する。また、ホワイトボード一体型のプロジェクターを各ゼミ室に設置することにより、よりALに適した環境にする。経済学部では、ゼミ教育の事例集（入門演習ガイドライン、教授法や授業の進め方に関する事例集）を適宜アップデートしており、こうしたAL環境整備後の新たなゼミ活動での取組を事例集に加えることによって、教員間のFD効果も期待される。

・8号館大教室の環境改善については、法学部・商学部と連携し、現状の仕様（相違点）の確認、必要な改善内容及び今後さらに必要となる環境整備についての認識を共有したうえで、8301教室の什器更新、8205・8206・8303・8306教室のプロジェクター更新、各教室の音響設備更新について今年度秋に予算申請を行う。

どう改善したか

【6. 結果】

・2019年度末までにアクティブ・ラーニング環境の整備ができなかった7号館ゼミ室の残り8教室について、2020年度予算措置はされなかったものの、学部A枠の予算と実験実習料予算の残額を有効活用して什器の更新とプロジェクターの設置を行うことを経理課へ申請し、認められた。2021年3月中に工事を行う予定であり、2020年度末までに全ゼミ室がアクティブ・ラーニング対応となる。2020年度はコロナ禍の授業で学生同士のソーシャル・ディスタンスを保つ必要性が高かったことから、2019年度に比べてゼミ室を活用した授業は少なくなりましたが、2020年11月に実施した教員アンケートによると、「状況が許せばゼミ室での授業を再開したい」「グループごとのプレゼン練習などに活用したい」などの声が寄せられており、ゼミ教育の活性化に不可欠な環境であると言える。なお、在学生アンケートにおける満足度は2021年度に入ってから結果が出る予定である。

・8301教室の什器更新、8205・8206・8303・8306教室のプロジェクター更新について2021年度予算申請を行った結果、4教室のプロジェクターについては更新の必要性が認められ、8205・8206教室については2020年度内、8303・8306教室については2021年度に更新工事を行うこととなった。2021年度も講義型科目についてはオンライン授業がメインとなり、実際に学生が8号館教室を使用する頻度は2019年度を比べて少ないことと思うが、今後の円滑な授業実施に必要な設備は整ったと言える。8301教室の什器については、法学部の移転後、8号館西側の建物の活用方針が定まっていないことから、予算措置されなかった。なお、在学生アンケートにおける満足度は2021年度に入ってから結果が出る予定である。

【1. 現状】（課題を含む）

新型コロナウイルス感染対策として多様なメディアを活用して行うオンライン授業への期待が高まっているが、本学には双方向授業を行うための環境が整備されていない。
 多様なメディアを活用して行うオンライン授業とは、以下の方法により、後日の補講を必要としない授業を想定する。
 ①双方向型授業・・・教員と学生がインターネットを介して繋がった状態で、リアルタイムに音声や動画で行う授業
 ②動画配信型授業・・・授業を録画したビデオを視聴して、別の手段（メールや掲示板等）で質問や議論を行う授業
 ③資料配信型授業・・・ナレーション付の講義資料（パワーポイント等）を視聴して、別の手段（メールや掲示板等）で質問や議論を行う授業
 ④自習中心型授業・・・教科書による自習、演習などを中心として、別の手段（メールや掲示板等）で質問や議論を行う授業
 本学では②～④に必要な情報環境は整備されているが、①双方向型授業の情報環境が十分とは言えず早急な整備が求められている。

【2. 原因分析】

本学、通学課程では、双方向型授業のニーズはほとんどなかった。そのため、双方向型授業を行うためのシステムは一部の授業やオンライン会議などでの導入に留まっている。新型コロナウイルス感染対策として、通学課程でもオンライン授業のニーズが生じたため、具体的な計画を立てて進めることができるようになった。

どう改善するか

【3. 到達目標】

双方向型授業を行うためのサービス「Webex」を全学に提供する。100%の学部・研究科で双方向型授業を実施する。

【4. 目標達成のルート（手段）】

本学のオンライン会議で実績のあるCISCO社のクラウドサービス「Webex」を包括契約することで、短期間に双方向型授業が行えるサービスを提供する。合わせて利用者支援体制も整備する。

【5. ルート（手段）の詳細】

全学的にオンライン授業が開始される2020年4月22日までに以下を実施する。

- ・Webexの包括契約
- ・教員へWebexのIDを配布
- ・サポート情報を公開するポータルサイト構築
- ・マニュアル作成（英語版含む）
- ・問い合わせ対応体制整備

入構制限が解除される時期（2020年夏を想定）までに以下を実施する。

- ・インターネット回線増強

どう改善したか

【6. 結果】

「5. ルート（手段）の詳細」に記載した各事項について順次対応し、全ての学部・研究科において学生（学部生・大学院生）及び教職員がオンライン授業を実施することができる環境を整備した。

なお、次年度のハイブリッド授業環境の対応に向けて、以下の整備を進めている。

- ・Webexに加えて、バックアップ用としてZoomの包括契約、本学の統合認証基盤との連携。
- ・教室での授業収録・配信環境、無線LAN環境
- ・基幹ネットワーク機器の更新

2020年度【図書館組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

図書館の利用促進

大学基準による分類：教育研究等環境

【1. 現状】（課題を含む）

2018年度は「図書館利用率の向上（学生一人当たり図書貸出冊数の向上）」、2019年度は「中央図書館の利用促進」を年次自己点検・評価の課題として掲げ、2年間活動してきたが、図書館の入館者数は792,553人（2018年度834,678人）で2019年度も前年比5%減、貸出数は149,728冊（2018年度151,607冊）で前年比2%減となり、利用者の減少傾向に歯止めがかかっていない。

しかし一方で、図書館への来館を伴わない非来館型サービスについては、OPACを含む図書館システムの更新、メールフォームで資料調査やデータベースの利用方法に関する質問を受け付けるレファレンスサービスや、期間限定での所蔵資料の貸出郵送、雑誌記事論文の複写郵送サービス、電子書籍の購読・アクセス可能数の拡大を行うとともに、図書館ホームページに電子ブック・データベースの活用法の特設サイトを開設して発信し、電子ブック・電子ジャーナル・新聞データベースの活用を推進しており、非来館型のサービスが多様化している。

【2. 原因分析】

来館型の利用促進が進まない原因として、学生アンケートの分析結果および他大学調査等から、以下の4つの問題が大きいと考えている。

1. 施設設備の未整備（開架書架不足、Wi-Fi環境、利用者用電源コンセント数不足）
2. 入庫や貸出に関する制限等の各種利用制限
3. 多くの他大学で実績のある学生協働等の活動未実施
4. 新型コロナウイルス感染症対策としての長期閉館の影響

一方で、学生たちの関心の多様化や読書離れもあるが、図書館が実施する非来館型サービス（電子書籍やオンラインデータベース等）の充実によって、これまでの物理的な図書館サービスの活用が低調になってきていると考えられる。とりわけ、利用者が物理的に図書館に来館したり、紙媒体資料にあたらずとも必要な情報にアクセスできる環境が整備されたりといった現状が、これまでの「利用促進」が進まなかった一因となっていると分析している。

どう改善するか

【3. 到達目標】

新型コロナウイルス感染症対応を行いながら、来館型・非来館型総体としての図書館の利用促進を図る。

・図書館の入館者数および貸出数について、2019年度と同水準を維持する。（2020年度上半期は新型コロナウイルス感染症の問題で長期閉館や入構制限等の大きな制約があったため大幅な増加を見込むことは困難である）

・新型コロナウイルス感染症対策としても有効な、非来館型サービスの充実による新しい形の利用促進を図る。

- a. 中央大学図書館 蔵書検索システム(CHOIS)へのアクセス数について、昨年度比10%のアクセス数増加
- b. 中央大学「データベースリスト」画面へのアクセス数について、昨年度比10%のアクセス数増加
- c. 経年でカウントしている主要データベースのアクセス数について、昨年度比10%のアクセス数増加

【4. 目標達成のルート（手段）】

①2019年度は、中央図書館において令和2年度教育力向上推進事業に申請した取組み「利用者と協働する図書館」が採択された。また、学生アンケートの分析結果からニーズの高いWi-Fi環境や利用者用電源増設等の施設設備整備も2020年度に予算化された。さらに理工学部分館では、平成30年度教育力向上推進事業「後楽園キャンパスにおける学びの未来図」の3年目工事が実施される。今年度はこれらの計画に基づき、施設設備面の充実を図るとともに、学生協働による図書館活動の活性化を図る。

- ②各種利用制限の見直し（緩和）を実施する。
- ③電子資料の充実を図る。
- ④電子資料、紙媒体資料、施設設備等のあらゆる面において利用を促進するための情報発信を充実させる。
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策として、学部生向けの特設ウェブサイトを設置し、データベース等の周知を行っている。それらWebサイトを始め、非来館型サービスについての情報発信を積極的に行う。
- ⑥非来館型サービスについて、改めてその充実度を図るためデータベース等のアクセス数の経年比較調査を実施する。

【5. ルート（手段）の詳細】

①-1. 中央図書館では、学生協働の職員組織および学生組織の発足に向け、募集活動や図書館内手続きを進める。以下の環境整備について、夏期工事に向けて管財部と連携し、実施する。（6月～10月）

- ・プレゼンホール空調設備増強
- ・4F書架増設
- ・Wi-Fi環境の整備

①-2. 中央図書館では、学生選書（ツアー）、ワークショップ等の学生協働企画について準備を行い、実施する。（10月～2月）

①-3. 中央図書館では、プレゼンホール什器入替について、教育力向上推進事業のアドバイザーである文学部小山教授（小山ゼミ）と連携し、仕様作成から什器調達までを実施する。（10月～2月）

①-4. 中央図書館では、学生協働について、学生と連携しながら次年度の活動計画立案や新たな活動を創出し、新たな活動については、できるものから（展示活動など）順次実施する。（11月～3月）

①-5. 理工学部分館では、6階検索コーナー及び新聞コーナーの利便性を向上させる施設整備を行う。（6月～10月）

②貸出・入庫に関する制限、蔵書点検期間・作業内容の見直しを行い、各種制限事項を緩和する。（9月～2月）

③④電子資料の利用環境を継続的に改善する。あわせて電子資料に関わらず、図書館利用（非来館型サービスを含む）促進のための情報発信を行う。（4月～2月）

⑤新型コロナウイルス感染症対策で立ち上げた以下のページについて、アクセス数をカウントする。

- ・「自宅学修に役立つ！電子ブック・データベースの活用法」へのアクセス数
- ・「Useful Contents for Home Study！How to use e-books and databases」へのアクセス数

⑥以下の数値の経年比較あるいはカウントを開始する（4月～2月）

- a. 中央大学図書館 蔵書検索システム(CHOIS)へのアクセス数
- b. 中央大学「データベースリスト」画面へのアクセス数
- c. 主要データベース（開蔵Ⅱビジュアル、ジャパンナレッジLib、日経テレコン、ProQuest、Lexis Nexis Academic、Westlaw NEXT、WILEY ONLINE LIBRARY、Springer Link等）のアクセス数

どう改善したか

【6. 結果】

図書館の利用促進について、今年度は来館型サービスの指標となる入館者数、貸出数とも新型コロナウイルス感染症の影響があり、現在のところ2019年度と同水準を維持することができず目標は達成していないが、新型コロナウイルス感染症への対策を十分に行い、入構制限において許容される範囲内で図書館を開館し、新たな学生協働の取組みとして選書ツアーを開始した。一方、非来館型サービスとして、図書の郵送サービスやオンラインレファレンスを導入し、さらに自宅から利用できるデータベースや電子書籍の提供環境の整備を重点的に行ったことにより利用実績の顕著な上昇があったことから、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったものの来館型・非来館型総体として一定の図書館の利用促進を図ることができた。

I. 図書館の入館者数および貸出数について

①達成状況

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で長期閉館、開館時間の短縮、入館制限、卒業生や市民利用の利用停止など利用を制限せざるを得なかった。そのため、現時点(2021年1月現在)で集計が終了している上半期全館統計(4月～9月)で比較した結果、前年度比で、入館者数は98%減(2019年度:463,703人から2020年度:9,623人)、貸出数は78%減(2019年度:78,234冊から2020年度16,860冊)となり、入構制限緩和による下半期の増加を想定した場合でも大幅減少となる見込みである。

②取組み内容の進捗状況

2020年度に実施した入館者および貸出数増加の来館型の具体的な利用促進の内容は、以下の通りである。

②-1. 学生協働委員会(職員組織)を立ち上げた。学生組織については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり募集をすることができず発足できなかった。環境整備については、プレゼンホール空調設備増強、4階書架増設、4階利用者用電源増設について工事が完了した。無線LAN増強については、引き続きITセンター及び管財部と調整を行っている。

②-2. 2020年12月に丸善多摩センター店にて学生選書ツアーを行った。学部を横断して定員の倍ほどの応募があったのは、学部生の関心が高い表れだと捉えている。参加者には選書した資料の紹介文(POP)を作成してもらい、2021年3月に中央図書館と理工学部分館で展示を予定している。また、2021年2月には新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み電子書籍のオンライン選書ツアーも行う。ワークショップは対面して協働すると効果が上がる内容の企画だったため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施を見送った。

②-3. 什器が旧来型でラーニングコモンズに向かない施設だった4階プレゼンホールのリニューアルに向けて、導入什器の選定仕様作成を文学部小山憲司ゼミの研究と協働する形で進め、学生の視点を取り入れた仕様で管財部へ調達申請を行った。仕様作成にあたっては、業者数社から什器を借りてプレゼンホール内にショールームを作り、使用感などを100名以上からヒアリングできたことが参考になった。

②-4. 新型コロナウイルス感染症の影響で学生組織が発足できていないため、学生と連携して次年度の活動計画の立案や新たな活動の創出をすることができなかった。展示については、選書ツアー参加者の中から希望者を募り、学生選書ツアー本展示を3月に行う予定である。

②-5. 他の教育力向上推進事業「学生が作る／学生と作る実践的教養教育」におけるイベント部門(キャンパスマップ制作)の活動に関連し、図書館資料に関する調査協力など教員及び学生と協働した。

②-6. 教育力向上推進事業計画による理工学部分館6階改修工事において、新聞閲覧台、窓側カウンター電源コンセント付き学修デスク、検索PC用デスク、展示雑誌架、書架、雑誌閲覧ソファ、天井照明、床カーペット、窓側ブラインドのリニューアルを行った。後期授業開始以降、電源を設置した窓側カウンター席がよく利用されている。

②-7. 卒論入庫説明会の省略(資料配布にて代替)、試験期間貸出禁止の試行的な廃止、蔵書点検時の開架エリア閉鎖期間廃止など、段階的に実施した。

③今後の予定・展望

今後も新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、学生協働企画の実施や教員との連携(資料紹介やリザーブブック制度の整備など)促進、2021年度に予定している自動貸出機の導入など施設設備面の改善、各種利用規制緩和などを段階的にを行い、図書館の利用促進に繋げていく。

II. 非来館型サービスについて

①達成状況

【3. 到達目標】で掲げた各種ホームページ及びデータベースアクセス数については以下の達成状況となった。

a. 2020年度に稼働した新蔵書検索システム(CHOIS)では、4月から12月のOPACアクセス数が2,701,326件であった。これにはOPAC内の全ての画面(利用履歴の照会、新着案内等)へのアクセス数が含まれている。一方、旧システムでカウントした2019年4月から12月のアクセス数(1,487,831件)は、OPAC検索回数のみで、カウント条件が異なるため、そのまま件数を比較することができなかった。今後アクセス数については、現行システムにおいて2020年度以降のデータを調査・分析し、推移について考察する予定である。

b. 技術的に2019年のログが採取できず、正確な数値比較はできなかったが、データベースリストのページの2020年のアクセス数はおよそ10万件で、特に緊急事態宣言が発令され図書館が閉館した4月から急激にアクセスが増大し、1万件のアクセス数に達した。5月から7月までの各月のアクセス数は、さらにおよそ2万件にまで増えデータベースが良く利用されたことが伺える。

c. 主要データベースのアクセス状況については、学部生の利用ニーズが高い、日本語電子書籍のMaruzen eBook Library(丸善雄松堂)の利用ログが、2020年は前年比でおよそ9倍に増加し、全文の表示件数は52,606件となっている。ジャパンレヅも前年比でおよそ70%の増加の見込にあり、2020年4月から12月までのアクセス数は43,187件となっている。学修支援活動に資する日本語系の電子資料で利用実績の顕著な上昇がある。一方、海外の電子資料は、横這いあるいは若干の下降傾向を示していることから、データベースによって目標を達成できたものとできなかったものが混在する結果となった。

②取組み内容の進捗状況

②-1. 非来館型サービスの利用促進については、電子資料提供環境の整備を重点的に行った。具体的な内容としては、まず学修支援系の電子資料である、日本語電子書籍のアクセス環境を確保するため、Maruzen eBook Library(丸善雄松堂)、KinoDen(紀伊國屋書店)に関して、期間限定で試読可能となるサービスを実施した。また、2020年度講義要項掲載資料で、電子書籍として出版されている図書を網羅的に収集し、提供を行った。

②-2. 出版社やデータベース運営会社による新型コロナウイルス感染症関連特例措置を活用し、利用環境を整備した。具体的には、電子資料利用の同時アクセス数の拡大、学外からのアクセス許可環境の改善(VPN接続の拡充)、データベースの時限的な無償トライアルを実施した。

②-3. 電子資料の提供・拡充状況については、図書館ホームページ上に、「自宅学修に役立つ！電子ブック・データベースの活用法」や「【期間限定】データベース・サービス拡大情報」の専用ページを立ち上げ、学外から利用できるデータベースや電子資料の整備情報を適時に広報し、非来館型サービスに関する情報発信を積極的に行った。また、新型コロナウイルス感染症対策として、来館することなく自宅等でも冊子体の図書や雑誌論文を利用できるようにするため、図書館ホームページで広報のうえ、郵送による貸出・複写サービスを実施し、利用促進を図った(7,218件 12月末現在)。

同様にオンラインレファレンス(メールレファレンス含む)についても、図書館ホームページで広報し、利用促進を図った(237件 12月末現在)。

③今後の予定・展望

③-1. CHOISのアクセス数については、現行システムの2020年と2021年の数値を比較することによって、OPACの利用状況について考察する。

③-2. データベースについては、洋物電子資料のアクセス数が、伸び悩んでいるため、今後さらなる利用促進を働き掛けることとする。

③-3. 来館型サービスと併せて図書の郵送サービスやオンラインレファレンス、電子資料提供環境の整備など非来館型サービスにも注力することによって、図書館全体の利用促進が図られるように取り組む

2020年度【映像言語メディアラボ組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

CALL・AV教室及びAV自習室等の利用環境改善

大学基準による分類：教育研究等環境

【1. 現状】（課題を含む）

○CALL・AV教室に設置しているシステム(OSを含む)が経年劣化(旧式化)により、マシントラブルの発生や快適な操作性の喪失をもたらしている。そのため今年度も予算申請を行ったが、システムリプレースの財源確保ができず、今年度中に教室運営に支障が出る可能性があるうえ、来年度以降は教室の本来の設置目的を満たすことができなくなるため、貸与する教室を半減するなどの措置を取らざるを得なくなる可能性もある。

○AV教室(2119, 2120, 2122)とAV自習室(2118, 2121)は、実質的に地階に潜った場所・構造になっているため、通気・換気状態が極めて悪く、梅雨や夏季期間だけでなく、一年を通じ室内が高湿多湿になり授業教室または自習室としては劣悪な環境となっている。また、各教室及び自習室に設置してある除湿機の排水作業が負担となっているうえ、稼働音が、静粛性に欠けるため、授業に支障をきたすこともある。教員から苦情がでる度に、設備管理課に対応を依頼しているが、全館空調の関係で教員が納得する状況にはできていない。劣悪な教室および自習室の環境を改善し、最低限不快感を与えないような教育・学習環境を学生と教員に提供するため、冷房・暖房・ドライ・送風の切り換え運転ができるパッケージ型独立空調を設置する必要がある。

【2. 原因分析】

○過去数年、システムのフルリプレース及びパッケージ型独立空調設置に対する予算獲得に向けた手続きをおこなってきたが、学内の財政事情や、近い将来建設される学部共通棟との兼ね合い等で財源調整がつかなかった。

○危機的な現状に対する認識が共有されていないため、予算が認められない状況にあると推測される。

○それぞれに設定されている教室の設置理由にあった授業が、どの程度あるのかの共有がなされていない。

どう改善するか

【3. 到達目標】

○それぞれに設定されている教室の設置理由にあった授業が、どの程度あるのかの把握と共有を図る。
○設備・機器のリプレースを行い、教室・自習室の利用環境の向上を実現を図る。

【4. 目標達成のルート（手段）】

○2019年度指定課題の「2. キャンパス施設・設備の整備手続きおよび管理体制の改善」、または、2019年度以降の最重要課題の「13. 全学横断的施設・設備の整備および管理運営体制の改善」の中での検討を視野に入れる。

どう改善したか

【5. ルート（手段）の詳細】

○実際に教室で授業を担当する先生方からアンケートを取る等、設定されている教室の設置理由にあった授業が、どの程度あるのかを把握する。

○危機的な状況である点をさらに説明しつつ、新設される学部共通棟との整合性を図る。また、システムのフルリプレース及びパッケージ型独立空調設置にかかる予算は、かなり高額になるため、従来も行ってきた複数年での申請をさらに工夫する。

○6月途中から1か月程度、温湿度を実測してみる。

【6. 結果】

①達成状況

CALL教室2教室分のリプレース予算は認められたが、AV教室・自習室のパッケージ型独立空調機の設置予算は認められなかった。

②取組

実際に教室で授業を担当する先生方からアンケートを取り、設定されている教室の設置理由にあった授業がどの程度あるのかを把握した。その結果2CALL教室程度の整備が進めば、教員の要望に答えられるとの結論を得た。

2020年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、オンライン授業で各教室を教場として利用しなくなったが、システムのリプレースは必須なため、2021年度の最終的な予算申請においては、教員アンケートの結果を踏まえて、CALL4教室の内2教室のみリプレース予算を申請することとした。

③今後の見通し

リプレース対象の教室の選択と、具体的なリプレースの内容を詰めることになっている。なお、AV教室・自習室については、従来通り除湿機の運用などで対処する。

【1. 現状】（課題を含む）

○CALL・AV教室ともに、月曜日から金曜日の1時限から5時限の225コマ中、オーラル系を含む語学・言語授業等で164コマが埋まっているが(稼働率は72.9%)、全てのコマでシステムを十二分に使っているとは言い難いため、「CALL教室及びAV教室使用に関する細則(内規)」(和文英文併記版)を制定(施行自体は停止中)し、メディアラボ設置の理念・目的に則った適切な教室利用の在り方を、運営委員会で検討してきた。

○教員が授業教材を作成するために利用するスタジオと編集室が各1室あるが、不適切な機器の設置がされているうえ、必ずしも本来の利用目的に合致した利用がされているとは言い難い場合もあったため、利用目的の明確化と適法な利用を促すという観点から、「スタジオ(教材編集室)・編集室利用に関する細則(内規)」(和文英文併記版)を制定(施行自体は停止中)した。

○現行の一般教室がますますPC/iPadなどを使ったアクティブラーニングに移行していくが、独自の設備を持つCALL・AV教室での授業との棲み分けを工夫していく必要がある。

○学生が教材等を視聴できるAV自習室2室と、教材を作成するためのスタジオ1室を設置しているが、不適切な機器の設置、古い視聴用のブースの買い替え、視聴ブースの複数人用から一人用への転換などの対応が必要な状況にあるため、運営委員会に諮ったが、異論が出たため、2019年度に再度提案することとなった。

【2. 原因分析】

○「CALL教室及びAV教室使用に関する細則(内規)」がなかったため、一部で不適切な教室の利用が発生していた。

○適正な教室利用の前提となる利用細則は承認されているが、両輪となる利用ガイドの改訂版については、一部異論が出たため、2019年度に再度提案することとなった。

○これまでCALL・AV教室の使用について、従来の「外国語教育」の狭い枠の中で展開してきた経緯があるが、外国語としての日本語や外国語を使った授業の利用など、使途を柔軟に広げていく時期にきている。その際に授業時間の中で一度でもCALL・AVのシステムを使うものがあれば、これに広く門戸を開く必要がある(授業内の必要性を重視)。

○スタジオの設置目的や教材作成時に考慮すべき著作権に関する認識が必ずしも共有されていなかった。

○視聴用のブースは、単価がかなり高いため、それなりの予算が付かないと買い替えられない。

どう改善するか

【3. 到達目標】

○CALL・AV教室の使用細則に則った利用で稼働率100%を目指す。

○細則に則った適切なスタジオの利用がなされること。

【4. 目標達成のルート(手段)】

○適切利用のために制定した二つの細則および利用ガイドの広報を強化する。

○必要な他大学の現状調査などのより深い分析と適切な機器の洗い出しを行い、残すものと除籍するものとに分け、運営委員会に諮る。

【5. ルート(手段)の詳細】

○メディアラボのWebサイトまたは事務イントラネットのニュースで両細則そのものを掲載し、広く広報する。

○CALL・AV教室については、各学部事務室が行っている次年度の授業担当都合伺い時に、2号館の教室の使用希望がある教員に両細則を補遺として付けた教室利用ガイドの配布を依頼し、当該教室が必要かどうかの精査を促し、適正利用率を高めていく。

○内容とターゲットを見直した利用ガイダンスの開催を検討する。

どう改善したか

【6. 結果】

①達成状況
CALL・AV教室について、新型コロナウイルス感染症対応のため、オンライン授業で各教室を教場として利用しなくなった(稼働率は0である)。適正なスタジオ利用については実現できていない。

②取組
5で記述したスタジオに関する事項については、2019年5月以降事実上専任職員一人体制となったこと、2019年度の専任職員が2020年度から非専任になり専従者がいなくなり、さらにマンパワーに制約がかかったこと、新型コロナウイルス感染症対応に当たらなければならなかった等々から、ほとんど実施できなかった。

③今後の見通し
CALL・AV教室は、遠隔授業(大学が定義した4形態)のベースとするのは適切ではないが、それでも使用させないという選択肢は取れないため、「CALL教室及びAV教室使用に関する細則(内規)」とどのように整合性を保つか検討する。
遠隔授業の実施で、教材作成室としての設置目的をもつスタジオの利用が促進されると思われるが、全学的に取り纏められているオンライン授業に関する方針に従って検討する。

【1. 現状】（課題を含む）

体育施設運営センターは、センター所長(学長)の下、体育施設及び体育設備の利用当事者を管轄する委員によって構成される体育施設運営委員会の審議・調整に基づき、体育施設運営センター事務室の所管において体育施設等の管理・運営を統括している。

【ソフト面】

体育施設内は、各教場・保健体育研究所・部会の部室などが同居しており、騒音問題が度々発生し、正課授業時間帯の苦情も報告されている。また、平時は通行禁止場所の通行や駐車禁止の場所への駐車などルールが厳守されていない問題が発生している。

【ハード面】

体育施設については全体的に老朽化が進んでおり、安全・衛生面からも改修の必要性が迫られている。そのなか2020年度予算申請において第1体育館アリーナエリアの冷暖房設置が認められ、2021年度夏より稼働するための工事が今年度実施され、特に熱中症対策へ効果が期待される。しかし、屋内・屋外を含めると多数の体育施設があり、利用者への身体的影響(熱中症や怪我)の防止や利用者のアメニティ(更衣室やトイレなど)の向上を目的とした改修が課題となっている。

【感染症対策】

新型コロナウイルス感染拡大防止のための「緊急事態宣言」が解除され、6月1日より「体育施設利用における感染症予防指針」を示した上で、学友会事務室と連携し、体育施設の利用再開を段階的に実施している。しかし、この感染症を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が示されていないことから、今後の知見の集積及び東京都の感染状況を踏まえて、各対策については逐次見直し、取組を徹底する必要がある。

【2. 原因分析】

・体育施設の使用については、体育施設使用規程に基づき利用当事者間(大学の行事・正課体育・学友会・学生部・教職員の福利厚生)で、施設の利用方法についてのルールは決められているが、全ての利用者へのルールの徹底や利用状況の周知が不足していると考えられる。

・第1体育館及び第2体育館エリアは大規模な施設となっており、稼働40年を経過し、各施設とも全体的な老朽化が進み、学生の安全安心の観点から施設改修については、委員会等の審議・調整に基づいて、体育施設の改善すべき点の予算申請を行っているが、全学的な改修施設の優先度といったことなど対応が遅れている要因となっている。

・体育施設には、多くの学生が共有にて利用する更衣室・シャワー室やトイレなどが点在している。一部の小規模修繕は実施しているが抜本的な改善には繋がっていない。

・新型コロナウイルスについては、感染拡大の防止策が明確になっていない状況下で、国の定める基本的な防止策を講じながら感染状況を踏まえ、各体育施設の特性に沿った防止策を展開する必要性が生じる。

どう改善するか

【3. 到達目標】

・体育施設の利用区域相互間におけるルールの徹底については、施設内への掲示や呼び掛けによる周知を実施する。
・トラブルによる報告を年間8件以内とし、違反があった場合、関連部門への注意喚起を行う。

過去3年のトラブルによる報告(2019年度11件、2018年度16件、2017年度20件)

・各体育施設の関連部門との連携により有効活用を図ると共に、利用者の安全・安心やアメニティ向上に繋がる改修・修繕を推進する。(3件以上達成)

・新型コロナ感染拡大防止策としては、特に更衣室・シャワー室・教室等の3密を避けなければならない場所は定期的に確認し、必要に応じ策を講じる。

【4. 目標達成のルート(手段)】

・利用当事者間および利用当事者におけるルール順守について、施設内への掲示による定期的な周知等を実施する。

・体育施設の有効活用の観点から修繕工事による利用制限を最小となる調整を実施する。

・屋外施設による熱中症対策の一環として、特に日陰の少ない施設(ラグビー場やサッカー場など)に夏期間、簡易テントを設置する。

・体育施設内にある学生共有の更衣室・シャワー室・トイレについては、汚れや老朽化の進んでいる施設を優先的に改善できるよう取り組む。

・新型コロナ感染防止を推進するためには、出来る限りの手段を講じる必要がある。

【5. ルート(手段)の詳細】

・正課体育における各学部の時間割編成が基本となり、体育施設の有効活用を模索しながら利用目的に合致した利用区域の提供が可能となるよう細やかな調整を行う。特に学生団体の利用において、共有利用時間帯に関するルール順守について施設への掲示物による注意喚起を行うと共に、違反者に対する直接指導および管轄部署からの指導も促す。また、体育施設の利用状況を全学メールのGoogleドライブ・スプレッドシートを用いて、関係課室で共有のデータを閲覧しているが、管理表の閲覧性やデータの精度を更にアップさせる。

・体育施設改善工事について、第1体育館アリーナエリアの冷暖房設置工事および屋外バレーボールコートAのサフェス張替工事、硬式野球場の外野フェンス改修工事が予定されており、正課体育授業および学友会所属部会等への利用制限が最小限になるよう調整を実施する。

・屋外体育施設の熱中症対策として、直射日光を避ける目的で、休憩時や体調不良者の一時退避のため、夏期間中の簡易テントの設置検討を行う。

・体育施設内にある更衣室・シャワー室・トイレなど、老朽化による汚れや不具合の状況により改修・修繕を随時検討しアメニティ向上に付与できる予算申請等を行い継続的に取り組む。

どう改善したか

【6. 結果】

- ・保健体育実技の授業編成については、コロナ禍における後期・秋学期の一部面接授業実施に伴い保健体育教科運営委員会をはじめとする各委員会において、年度計画から感染リスク対策に配慮した教場および体育施設の利用に関する修正の委員会の承認を得て実行することができた。
- ・今年度は、コロナ禍における入構規制のなか、利用に関するルールや注意など、9種類の掲示物を施設の出入口や通路に掲示し、利用者への注意喚起を推進した。
- ・体育施設利用に関するトラブルなどの報告は、利用者が少なかったこともあり今年度ゼロ件であった。ただし、第1体育館では3階アリーナ空調機設置工事による騒音や階段・通路の規制など、工事日程や作業時間など綿密な調整を必要とする課題が挙げられた。
- ・体育施設利用状況の管理表については、軽微な修正を実施したが利用者側のニーズに合わせた精度アップは図れていない。今後については、より多くの利用者の意見（アンケート調査など）を取り入れ改修作業を行う必要がある。
- ・体育施設改善工事については、第1体育館エリアでアリーナ冷暖房機設置と屋外バレーボールコートAのサーフェス貼替工事および硬式野球場の外野フェンス改修工事が、計画のとおり実施された。改善工事については、事前の利用制限や騒音発生など、多様な状況を想定した調整を行うことが必要であった。
- ・コロナ禍で夏期間の利用が制限されたことで、熱中症対策の簡易テントの設置を見送った。しかし、学友会所属部会より熱中症対策の要望もあったことから、次年度は早急に設置の検討を行う。
- ・第1体育館のアメニティ向上の一環として、館内東側にある男女トイレ計6カ所の改修工事は3月完了予定である。また、次年度第1体育館1～2階各道場への空調機設置・1階正課男子更衣室のシャワー改修の計画がなされた。今後も施設全体の現状や優先順位を考慮しながら、アメニティ向上を推進する。

2020年度【施設・設備組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題 法学部移転後の多摩キャンパスのキャンパスデザイン再構築

大学基準による分類：教育研究等環境

【1. 現状】（課題を含む）

- ・多摩キャンパスは、2020年4月に供用開始した国際教育寮・グローバル館、2021年4月供用開始予定の学部共通棟の新棟整備により、キャンパス内での学生動線に多様性が生まれつつある。
- ・一方、2023年4月には法学部及び関連施設が都心に移転することにより、それらを収容していた施設に空きが発生する。その跡地について、これまでの教育研究活動で不足していると考ええるスペースへの充足や新たな教育研究環境を展開する利活用の要望がある。
- ・これらを合わせて法学部移転後の多摩キャンパスのあり方について、キャンパス内の機能別ゾーニングの再構築を含めた新たなキャンパスデザイン構築の機運が高まっている。
- ・他方、既存施設を含めた新たなキャンパスデザイン計画が定まっていないため、既存施設の経年劣化・機能の陳腐化に対応する更新計画は、限られた財源の範囲内で年次計画にて手当てせざるを得ず、要望への適時対応が困難となっている。また、限られた財源内で要望に適時性をもって対応するためには、新棟への機能移転を図るなどして施設の適正規模を設定し、これら施設設備の更新計画を進めなければならない。
- ・将来に向けて魅力があり、且つ財政的にも教育研究活動面でも持続可能性のあるキャンパスを構築するためには、各機関の施設的要求の把握と同時に、キャンパス全体をどうしていくのかというマクロ的視点で総合的に検討する体制を整備し、新たなキャンパスデザイン計画を進めることが求められている。

【2. 原因分析】

- ・これまで中長期的視点で各学部、機関及び部課室における施設的要求を十分に吸い上げる機会を設けることができていなかった。
- ・大規模な施設的要求は、財政面・立地条件面及び政策面で実現困難なケースがあった。
- ・多摩キャンパス開校後44年目を迎え老朽化や陳腐化が進む中で、全ての施設を現状規模で維持することは財政上困難である。
- ・上記3点に加え、新棟計画を含めたキャンパス整備計画について、十分な意見交換の場がないため、構成員の不満の声が高まる状況となっている。
- ・現状では、新たなキャンパスデザイン構築に向けての総合的検討体制がなく、方向性を策定できないでいる。

どう改善するか

【3. 到達目標】

- ・各学部、機関及び部課室における様々な施設的要求の把握と分析、分類化がなされている状態
- ・全学的検討プロセスを経たキャンパスデザインの再構築方針の決定がなされている状態
- ・キャンパスデザインの再構築方針に沿った施設・設備更新計画の策定がなされている状態

【4. 目標達成のルート（手段）】

- ・各学部、機関及び部課室における施設的要求のヒアリング
- ・全学的検討機関の設置と検討作業
- ・第三者からの意見聴取

【5. ルート（手段）の詳細】

- <2020年度>
 - ・各学部、機関及び部課室における施設的要求のヒアリング実施
 - ・全学的検討方法のフローについて調整
- <2021年度>
 - ・全学的検討機関の設置と検討作業
 - ・各学部、機関及び部課室における施設的要求を踏まえたキャンパスデザインの再構築について、第三者から意見聴取
- <2022年度>
 - ・キャンパスデザインの再構築方針の決定
- <2023年度>
 - ・法学部及び関連施設の跡地の利活用も含めた改修、更新計画の実施

どう改善したか

【6. 結果】

①達成状況について

- ・各学部、機関及び部課室における施設的要望のヒアリングについては、理事会小委員会等で開陳された要望や毎年度提出される施設の一時使用願いを通じて把握することとなり、潜在的要望を吸い上げるところまで至っていない。
- ・全学的検討方法のフローについては、単に不足する施設の割り当て・再配置といった観点ではなく、教育研究活動の機能性・効率性や設備の維持管理・施設建て替えのローリング計画も含めたキャンパス全体のゾーニングや利活用の観点から検討できるよう、検討体制案を構築しなければならないが、法人・教学協働での検討体制作りについてベースとなる素案を立案することができなかった。

②取組について

- ・学部共通棟に関する理事会小委員会では、全学共通の学生サービスに係る施設及び直近で必要とされる施設について、学部共通棟に収容すべきかどうかを検討することが中心であった。
- ・一方、2020年11月4日付けで法人に提出された学部共通棟に期待する要望や理事会小委員会で話題となった案件については、今後に向けての課題認識にとどまっている。
- ・学部共通棟に関わらない施設的要望を吸い上げる機会を設けることができなかった。
- ・全学的検討方法のフローについては、まずは法人・教学の事務レベルにて懇談を重ねたいと考えたが、実施に至らなかった。

③今後の見通しについて

- ・2020年11月4日付で法人に提出された学部共通棟に期待する要望や理事会小委員会で話題となった案件について再整理を行うと共に、課題解決とデザイン再構築に必要な要件の洗い出しを行う。
- ・全学的検討方法について、法人・教学の事務レベルにて懇談を行う。